

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

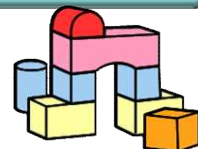
幼稚園（新制度移行）を利用される方はご確認ください。  
ください。

No.3

## 1 1号認定子どものうち、保育を必要としない子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 満3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆ 入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費（おかず代やおやつ代）が免除されます。
- ◆ 副食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。



### 【無償化の対象となる手続き】

既に幼稚園に入園し利用されている方についてはの手続きは不要です。

## 2 保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち



### 【対象者・保育料】



- ◆ 1号認定の保育料の無償化については、上記 ① と同じです。
- ◆ 預かり保育が無償化の対象となるには、現在受けている1号認定に加えて市から[新2号認定]や[新3号認定]の認定を受けることが必要です。  
※ [新2号認定]や[新3号認定]を受けるためには、利用者が市に認定の申請を行うこととなります。

◆ 以下の支給要件に該当する場合、市から〔新2号〕等の認定が受けられます。

認定区分	支給要件
新2号認定	〔満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した〕子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）がある子ども
新3号認定	0歳から〔満3歳に達する日以後最初の3月31日まで〕の間にある子どもで、保育を必要とする要件（保護者毎に就労等）があるもののうち、住民税非課税世帯の子ども



◆ 利用日数に応じて、〔新2号認定〕は月額上限11,300円まで、〔新3号認定〕は16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

◆ 無償化の対象となる月額上限は、〔450円×利用日数〕と施設への支払い金額の低い方となります。

（例）1号認定+新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

● 預かり保育料が1日600円の施設の在園児

《これまでどおり保護者が園に支払う金額》

600円×20日（利用日数）＝12,000円・・・（A）

《無償化対象の限度額（※新2号の上限額は11,300円）》

450円×20日（利用日数）＝9,000円・・・（B）

《市から保護者に償還払いされる無償化対象金額》

（A）と（B）を比較し、低い方 ⇒ （B）の9,000円



◆ 預かり保育の利用料は、これまでどおり保護者は園に支払った後、保護者から園を通じて、市に償還払いの申請を行い、内容審査後に市から保護者に該当金額の償還払いを行う方法を検討しています。（※今後変更される場合があります。）



### 【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、市から新たに〔新2号認定〕または〔新3号認定〕を受けるため、市に認定申請書を提出する必要があります。

## 3 預かり保育提供が基準未満の園で、保育が必要な子どもたち

◆ ② の場合において、園の預かり保育の提供がない、または預かり提供時間等が一定基準未満の場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※一定基準未満・・・平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満

※認可外保育施設等・・・認可外保育施設、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など

※無償化限度額は、〔新2号〕は預かり保育の月額上限11,300円まで、〔新3号〕は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外等の無償化対象額となります。

《問い合わせ先》

宮崎市役所 福祉部 子ども未来局 保育幼稚園課（電話：0985-21-1774）

No.3